

5 . 中国におけるインターネットカフェ関連法令

5 . 1 中国におけるインターネットカフェの現状

中国の人口が 13 億 1,584 万人⁴⁷、インターネットユーザー数が 1 億 1,100 万人⁴⁸、インターネット普及率は 8.4%となっている。また、パソコンの普及状況は 4.1%⁴⁹である。

中国では個人レベルでパソコンが普及していないため、インターネットカフェ⁵⁰を利用して情報を入手したり、電子メールの送受信を行うことが一般的である。また、インターネットカフェ設立にはあまり元手がかからないために個人経営者によるインターネットカフェが乱立したこともあって、近年急激にインターネットカフェの数が増加した。しかし一方で、賭博ソフトの提供やアダルトサイトの閲覧等、悪質な経営も多く、青少年の非行や犯罪の温床となったため、中国当局は条例や通知によって認可条件を厳しくすることで、多数の小規模のインターネットカフェ経営形態から、少数の健全かつ大規模展開するインターネットカフェ経営形態へと管理政策をシフトした⁵¹。2007 年 2 月の文化部による通知では、年内いっぱいインターネットカフェの新規開店が禁止された。

中国では、未成年者のインターネットカフェへの入店は禁止されているが、若者の娯楽が少ないため、違法なインターネットカフェで長時間遊ぶ人が多く、青少年のインターネット中毒や、利用料金を払うために窃盗したお金を使ってインターネットカフェで遊ぶといった非行や犯罪が社会問題になっている⁵²。

インターネットカフェの軒数は、政府統計では約 11 万 3000 軒 (2007 年)⁵³とされている。地方に目を向けると、上海市ではインターネットカフェの業界団体である「上海市互聯網公共上網服務行業協會」が 2006 年 12 月に立ち上がり、会員数は 900 軒である。上海市内には約 1450 軒のインターネットカフェがあり、年間売上合計は約 14 億元 (約 200 億円) である。上海市内では約 100 万人の市民が日常的にインターネットカフェを利用している⁵⁴。北京市にも約 1400 軒の店舗がある⁵⁵。広東省の広州市では、正式に認可された店

⁴⁷ 2005 年の推計値。(財)日本 ITU 協会『ワールド ICT ビジュアルデータブック 2007』2007 年 7 月。

⁴⁸ 2005 年の推計値。(財)日本 ITU 協会『ワールド ICT ビジュアルデータブック 2007』2007 年 7 月。

⁴⁹ 2005 年の推計値。「パソコンの普及状況」とは、その国の人口 100 人あたりのパソコン台数のこと。(財)日本 ITU 協会『ワールド ICT ビジュアルデータブック 2007』2007 年 7 月。

⁵⁰ 中国ではインターネットカフェは「网吧(wangba)」または「网络(wangluo)」という。

⁵¹ この段落の記述は、「中国へのインターネットカフェ進出について」『投資機構会員ネット・法律税務相談室より(第 30 回)』日中投資促進機構ホームページ (<http://www.jcipo.org/shiryounets30.html>) に依拠した。

⁵² (株)NEC 総研「インターネット社会における規範意識に関する調査研究報告書～ネット社会の信頼性構築に向けて～」『C&C 振興財団委託調査報告書』(株)国際社会経済研究所、2007 年 3 月。

⁵³ 「中国、ネットカフェ新設を禁止」AFPBB News、2007 年 3 月 6 日 (<http://www.afpbb.com/article/politics/2191018/1394059>)。

⁵⁴ 「上海：ネットカフェ協会発足、100 億元市場の整備へ」中国情報局 NEWS、2006 年 12 月 16 日 (http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2006&d=1216&f=it_1216_001.shtml)。

舗は 980 軒であるが、2007 年夏に行われた一斉調査では、許可なく営業を行っていた違法店舗は 2000 軒を超えていた⁵⁶。

5.2 インターネットカフェ関連法制の実態

5.2.1 インターネットカフェの利用に際して本人確認を義務付ける法規

中国におけるインターネットカフェの規制において重要なポイントは、違法・有害情報の取締りと、青少年保護であると考えられる。前者については、わいせつ情報・誹謗中傷等の情報のみならず反政府的な言説や邪教・迷信の宣伝、デマの流布等もまた規制対象であり、インターネットカフェを通じたそのような情報の発信や閲覧を規制するために、身分証明書の提示及びアクセス記録の保存を義務付け、管理の不十分なインターネットカフェを閉鎖に追い込むこととなった。後者については、中国では若者の娯楽が少ないために違法なインターネットカフェが未成年者の溜まり場となることが多く、オンラインゲーム等に没頭することによる未成年者の精神発達や健康、学業への悪影響が指摘されており、インターネットカフェには年齢確認と未成年者立ち入り禁止の徹底が求められているところである。

中国では 1998 年 12 月に公安部が中心となって「インターネットカフェ経営行為規範・安全管理強化に関する通知」を發布し、2001 年 4 月 3 日に情報産業部、公安部、文化部、国家工商行政管理総局が共同で「インターネット接続サービス営業場所に関する管理弁法」を公布し、同日から施行された。4 月 10 日には国務院事務庁が各地区関係部門に対し、同法の規定に基づいて、インターネットカフェなどのインターネット接続サービスを営む店舗の業務管理を徹底するキャンペーン活動を実施するよう通達を行った⁵⁷。

2002 年 9 月 29 日には「インターネット接続サービス営業場所の管理に関する条例⁵⁸」が公布され、同年 11 月 15 日より施行された。同条例の施行に伴い、「インターネット接続サービス営業場所に関する管理弁法」は廃止された。同条例は、インターネットカフェなど一般市民にインターネット接続サービスを提供する営業場に対する管理強化を目的とするものである。同条例では、インターネットカフェにおける違法・有害情報の制作・ダウンロード・コピー・閲覧・頒布等の禁止（第 14 条）、店内巡回制度の実施（第 19 条）、未成年者の立ち入り禁止（第 21 条）、営業時間の制限（8 時～24 時）（第 22 条）、本人確認及び利用記録保存（第 23 条）などが規定された。とりわけ第 23 条では、インターネットカフェ事業者に対して利用者の身分証明書等の有効な証明書の確認及び登録、利用者のインターネットアクセスに関する情報の記録を義務付け、またこれらの登録内容や記録の複写物の保管義務を 60 日以上と定めている。インターネットカフェ事業者がこの第 23 条に違反

⁵⁵ 「北京市：インターネットカフェ 1400 店を集中検査」中国情報局 NEWS、2007 年 7 月 24 日 (http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2007&d=0724&f=it_0724_003.shtml)。

⁵⁶ 「広州市でネットカフェ一斉調査、ヤミ店舗は正規の 2 倍」中国情報局 NEWS、2007 年 08 月 6 日

(http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2007&d=0806&f=it_0806_001.shtml)

⁵⁷ 「中国 IT 年表」中国情報局ホームページ(<http://news.searchina.ne.jp/it/2001.shtml>)。

⁵⁸ 中国では「条例」は地方的法規を指すこともあれば全国的法規を指すこともあるが、本条例は国務院が定めた全国的法規である。

した場合には、文化行政部門と公安機関から警告を与えられるとともに、1万5千元（約23万円）以下の科料に処せられる（第31条）。情状が重い場合は、営業停止処分を受けるか、または文化行政部門より営業許可証の取り消しを受ける（第31条）。本条例に基づきインターネットカフェの整理整頓活動が実施され、違法な300余り⁵⁹のインターネット娯楽施設が取締りを受けた。

2004年2月13日には文化部、工商総局、公安部、情報産業部、教育部、財政部、法制弁、中央文明弁、共青団中央より「インターネットカフェなどインターネット接続サービス営業場所に対する整理整頓の展開に関する意見」が公布され、党中央と國務院の承認の上、2月17日には國務院によって各省や自治区、直轄市政府等に通知がなされた。これは、2002年のインターネットカフェの整理整頓活動によって違法なインターネットカフェや違反行為はある程度抑止されたものの、一部の地方において管理と取締りが不十分であったため、インターネットカフェにおいて未成年者を入店させるケースが後を絶たず、インターネット上の有害情報の氾濫も深刻化したため、特に未成年者の保護の観点から、2004年2月から8月に再度インターネットカフェの整理整頓活動を展開することを決定したものである。同意見において、無許可の違法インターネットカフェの取締り強化、未成年者を入店させる行為の検査・処罰の強化、わいせつな情報等の制作・拡散などの違法行為の取締り強化などが規定された。わいせつな情報の拡散等の違法行為の取締りにおいては、公安機関はインターネットカフェに対して利用者の利用登録及びアクセス記録の保存を確実にを行うように指導・監督すべきとされた。また、整理整頓開始日より、一時的にインターネットカフェの新規許可手続きの停止がなされた。

5.2.2 インターネットカフェを規制するその他の法規

2003年10月には文化部が、2005年までにインターネットカフェ全店舗に特殊なモニタリング用ソフトウェアの導入を義務付ける方針を発表した。当時の文化部高官の話では、導入予定のソフトウェアは利用者が訪れた全Webページを克明に記録し、違法なコンテンツ閲覧があった場合に政府機関に警告が送られる仕組みになるとのことであった⁶⁰。

2007年2月15日には、文化部は国家工商行政管理総局、公安部、情報産業部、教育部など14部門と共同で、「インターネットカフェ及びインターネットゲーム管理作業の更なる強化に関する通知」を行った。同通知では、一部の青少年がインターネットカフェやインターネットゲームに熱中しているケースが依然として多く、インターネットカフェでは未成年者を受け入れており、違法なインターネットカフェとインターネットゲームは深刻な問題であるとの認識のもと、未成年者を入店させる等の違法営業行為の管理と処罰の強化、無許可等の違法なインターネットカフェの処罰や取締り強化などが規定されている。また、インターネットカフェの総数をコントロールするために、2007年内はインターネットカフェの新規許可手続き行わないこととした。また、インターネットカフェのチェーン化・大規模化・専門化・ブランド化への発展を促進することとされた。

⁵⁹ 「15日より『互聯網上網服務營業場所管理條例』実施」エクスポア上海、2002年11月15日（<http://www.nicchu.com/news/sh007.html>）。

⁶⁰ 「ネットカフェまでほぼ完全検閲体制を敷く中国 - アムネスティ調べ」マイコミジャーナル、2004年1月29日（<http://journal.mycom.co.jp/news/2004/01/29/011.html>）。

このような全国規模の規制のほか、各地方で様々な規制や取組みが存在する。例えば、重慶市は 2005 年 11 月に、午前 0 時から 8 時までの各店舗のインターネット接続を強制的に遮断することなどを規定したテストプランを発表した⁶¹。また、深圳市は 2005 年 12 月に、インターネットカフェの個人経営を禁じ、企業の設立条件として登記資本 1000 万元以上、10 店舗以上の直営店を有し、フランチャイズ経営の管理資格を持っていること等を規定した規則を公布した⁶²。

⁶¹ 「重慶：新ネットカフェ管理制度、0 - 8 時は強制遮断」中国情報局 NWES、2005 年 11 月 11 日(http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2005&d=1111&f=it_1111_002.shtml)。

⁶² 「深セン市：ネットカフェに新规定、PC は 100 台以上」中国情報局 NEWS、2005 年 12 月 9 日
(http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2005&d=1209&f=it_1209_004.shtml)。

5.3 インターネットカフェ関連法令条文

(1)「インターネット接続サービス営業場所の管理に関する条例」

法令の全文訳

「インターネット接続サービス営業場所の管理に関する条例」

(2002年9月29日 中華人民共和国国务院令第363号により公布、2002年11月15日施行)

第1章 総則

第1条

インターネット接続サービス営業場所における管理を強化し、その営業活動を適正化し、公衆及び経営者の利益を保護し、インターネット接続サービス営業活動の健全発展を保障し、社会主義精神文明の建設を促進するため、この条例を制定する。

第2条

この条例において、「インターネット接続サービス営業場所」とは、コンピュータなどの装置を利用して、公衆にインターネット接続サービスを提供するインターネットカフェ、パソコン喫茶室などの営業場所を指す。

学校、図書館などの中に設置された、特定対象者が資料、情報を収集するためにインターネット接続サービスを提供する場所は、関連の法律、法規に従うべく、この条例は適用しない。

第3条

インターネット接続サービス営業場所は、関連の法律、法規を遵守し、業界の自律を強化し、政府の責任部門の法律に基づき監督及び管理を自主的に受け、インターネット接続サービスの利用者に最適なサービスを提供しなければならない。

インターネット接続サービス営業場所の利用者は、関連の法律、法規に従い、社会道徳を遵守し、文明的且つ健全的に利用しなければならない。

第4条

県以上の政府の文化行政部門は、インターネット接続サービス営業場所の設立に関する認可の審査責務を有し、法に基づき設立したインターネット接続サービス場所の営業活動に関する監督及び管理の責務を有し、公安機関はインターネット接続サービス営業場所のネットワークセキュリティ、治安ならびに消防安全に関する監督及び管理の責務を有し、工商行政管理部門はインターネット接続サービス営業場所の登録及び営業許可に関する管理の責務を有し、法に基づき無許可の活動を取り締まり、電信管理その他の部門は各自の責務の範囲内で、この条例及び関連の法律、行政法規の規定に基づき、インターネット接続サービス営業場所に対する関連の監督及び管理を別々に行う。

第5条

文化行政部門、公安機関、工商行政管理部門その他の関連部門及びその従業者は、あらゆる形でインターネット接続サービス営業活動に従事してはならず、あらゆる形でインターネット接続サービス営業活動に関与してはならない。

第6条

政府においては、公民、法人その他の組織はインターネット接続サービス営業場所の営業活動に対して監督することを推進し、その功績が特に顕著であると認められる者を奨励する。

第2章 設立

第7条

政府は、インターネット接続サービス営業場所の営業活動に対して許可制度を実施する。許可がない場合には、あらゆる組織及び個人はインターネット接続サービス営業場所を設立してはならず、インターネット接続サービス営業活動に従事してはならない。

第8条

インターネット接続サービス営業場所の設立において、企業組織という形で、次の条件を備えなければならない。

- (1) 企業の名称・所在地・組織機構及び定款を有すること。
- (2) 営業活動にかかる資金を有すること。
- (3) 営業活動に相応しい、政府の定めた消防安全条件を満たす営業場所を有すること。
- (4) 健全且つ完備なネットワークセキュリティ管理制度及びセキュリティ技術を有すること。
- (5) 固定のネットワークアドレス及びその営業活動に相応しいコンピュータなどの装置及び付属設備を有すること。
- (6) 営業活動に従業資格を持っているセキュリティ管理者、営業管理者並びに専門技術者を有すること。
- (7) 法律・行政法規及び國務院の関連部門の規定に定められた他の条件に備えること。

インターネット接続サービス営業場所における最低の営業面積、コンピュータなどの装置及び付属設備の数量、一台コンピュータの占める面積の基準は、國務院の文化行政部門により定められる。

インターネット接続サービス営業場所の設立に対する審査は、本条1項、2項により規定された条件を除いて、國務院の文化行政部門及び省・自治区・直轄市政府の文化行政部門によって定められたインターネット接続サービス営業場所の数量及び配置要求を満たさなければならない。

第9条

中・小学校の周辺から 200 メートルの範囲以内、及び住宅区内にインターネット接続サービス営業場所を設立してはならない。

第 10 条

インターネット接続サービス営業場所の設立には、県以上の地方政府の文化行政部門に申請して、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 名称事前審査確認通知書及び定款
- (2) 法定代表者あるいは主要責任者の身分証明書
- (3) 資金信用証明書
- (4) 営業場所の不動産権の証明書あるいは営業場所の使用物件に関する賃貸仮契約書
- (5) 法に基づき提出すべき他の文書

第 11 条

文化行政部門は、申請を受けた日から勤務日の 20 日間以内に、許可否の決定を下さなければならない。条件を満たした者に対して、設立準備承認の許可文書を交付する。

申請人は、設立の準備を終えた後、設立準備承認の許可文書を持参して、所管の公安機関に、ネットワークセキュリティ及び消防安全の審査を申請する。公安機関は、申請を受けた日から勤務日の 20 日間以内に、合格不合格の決定を下さなければならない。現地検査を経て合格した者に対して、許可文書を交付する。

申請人は、公安機関の許可文書を持参して、文化行政部門に最終的審査を申請する。文化行政部門は、申請を受けた日から勤務日の 15 日間以内に、本条例第 8 条の規定に基づいて決定をしなければならない。現地検査を経て合格した者に、「インターネット文化営業許可証」を交付する。

申請人の申請について、文化行政部門は、審査不合格と認定した場合に、あるいは公安機関は、審査不合格と認定した場合に、申請人にその理由を書面で説明しなければならない。

申請人は、「インターネット文化営業許可証」を持参して、工商行政管理部門に登録を申請し、法に基づいて営業許可証を取得した後、開業することができる。

第 12 条

インターネット接続サービス営業場所は、「インターネット文化営業許可証」を改ざんし、貸し出し、賃借及びその他の方式で譲渡してはならない。

第 13 条

インターネット接続サービス営業場所は、営業場所の住所を変更し、あるいは営業場所を改築・拡充する場合、パソコンの台数あるいはその他の重要事項を変更する場合に、審査機関の承諾を取得しなければならない。

インターネット接続サービス営業場所は、名称・住所・法定代表者あるいは主要責任者、登録資本金、インターネットアドレスを変更したり、あるいは営業活動を終了する場合、法に基づき工商行政管理部門において登録変更あるいは登録取消しの手続きをしなければならない。文化行政部門、公安機関において関連した審査の手続きを行い、あるいはその旨

を登録しなければならない。

第3章 営業

第14条

インターネット接続サービス営業場所及びインターネット接続サービスの利用者は、インターネット接続サービスを利用して、下記のような内容を含めた情報を、制作・ダウンロード・複製・閲覧・発表・頒布し、あるいは他の方式で使用してはならない。

- (1) 憲法が定めた基本原則に反対すること
- (2) 国家の統一・主権及び領土の完全性に危害を及ぼすこと
- (3) 国家機密を漏洩し、国家の安全あるいは国家の荣誉及び利益に危害を及ぼすこと
- (4) 民族的恨み、差別をし、民族間の団結を破壊し、あるいは民族的習慣を不当に侵害すること
- (5) 国家の宗教政策を破壊し、邪教・迷信を宣伝すること
- (6) デマを流し、社会秩序を乱し、社会安定を破壊すること
- (7) わいせつなもの・賭博・暴力を宣伝し、あるいは犯罪を教唆すること
- (8) 他人を侮辱し、あるいは誹謗し、他人の合法的な権益を侵害すること
- (9) 社会的道徳あるいは民族の優秀な文化伝統に危害を及ぼすこと
- (10) 法律及び行政法規によって禁止されたその他の内容を含めること

第15条

インターネット接続サービス営業場所の事業者及びインターネット接続サービスの利用者は、次のようにネットワークセキュリティに危害を及ぼしてはならない。

- (1) コンピュータ・ウイルス及び他の破壊的プログラムを制作し、あるいは撒き散らすこと
- (2) コンピュータ情報システムに不法に侵入し、あるいはコンピュータネットワークのプログラムの機能、データ及び応用プログラムを破壊すること
- (3) 法律及び行政法規によって禁止されたその他の活動を行うこと

第16条

インターネット接続サービス営業場所の事業者は、法に基づいて営業許可を有しているプロバイダーを通してインターネットに接続しなければならない。その他の形で接続してはならない。

インターネット接続サービス営業場所の事業者からインターネット接続サービスの利用者に提供されたコンピュータは、ローカルエリアネットワークを通してインターネットに接続しなければならない。直接的に接続してはならない。

第17条

インターネット接続サービス営業場所の事業者は、インターネットゲーム以外のゲームサービスを経営してはならない。

第18条

インターネット接続サービス営業場所の事業者及びその利用者は、インターネットゲームを利用して、または他の方式で、直接的あるいは間接的賭博の活動をしてはならない。

第19条

インターネット接続サービス営業場所の事業者は、経営管理上で技術的措置を講じて、店内巡回制度を確立し、利用者には本条例第14条、15条、18条に掲げられた行為またはその他の不法行為を行う場合に、直ちに制止した上で文化行政部門、公安機関に通報しなければならない。

第20条

インターネット接続サービス営業場所の事業者は、営業場所の目立つ場所に「インターネット文化営業許可証」並びに営業許可証を掲示しなければならない。

第21条

インターネット接続サービス営業場所の事業者は、未成年者の入場を拒否しなければならない。

インターネット接続サービス営業場所の事業者は、営業場所入り口の目立つ場所に、「未成年者立ち入り禁止」という看板を設置しなければならない。

第22条

インターネット接続サービス営業場所は、毎日の営業時間を朝8時から夜24時までとしなければならない。

第23条

インターネット接続サービス営業場所の事業者は、利用者の身分証明書などの有効な証明書に対して確認・登録を行なった上で、インターネット接続サービスの接続情報（アクセス情報）を記録しなければならない。登録内容及び記録の複写物は少なくとも60日間以上保管して、文化行政部門、公安機関は、法に基づく検査する際に提示しなければならない。保管期間の内で、登録内容及び記録の複写物は修正あるいは削除をしてはならない。

第24条

インターネット接続サービス営業場所の事業者は、法に基づいてネットワークセキュリティ、治安及び消防安全上の責務を履行した上で、次の規定を遵守しなければならない。

- (1) 焚き火による照明及び喫煙を禁止して、「禁煙」という看板を掲示すること
- (2) 可燃物、爆発物の持ち込み及び保管を禁止すること
- (3) ドア、窓に固定のシャッターの設置を禁止すること
- (4) 営業期間に、ドア、窓、安全通路及び避難口を閉鎖したり、障害物で塞げたりすることを禁止すること
- (5) 安全上の技術的措置を無断に停止してはならないこと

第4章 罰則

第25条

文化行政部門、公安機関、工商行政管理部門並びに他の部門及びその担当者は、職務上の便宜を利用して、他人から財物及び他の利益を受け取ったり、法定の設立基準に適合しないインターネット接続サービス営業場所に不法に許可した場合、あるいは法に基づき監督責務を履行しない場合、あるいは違法行為があった場合に法に基づく処分をしなかった場合、刑法に違反した場合、直接責任を負う主管人員及び他の直接責任者に、刑法に基づく収賄罪、職権濫用罪、瀆職罪あるいはその他の罪の規定により、刑事責任を追及する。刑事処分に当たらない場合、法に従って降格、免職または解雇したりする行政処分を行う。

第26条

文化行政部門、公安機関、工商行政管理部門あるいは他の関係部門の職員が、あらゆる形で、インターネット接続サービスの営業活動に従事又は関与した場合、法に従って降格、免職または解雇の行政処分を行う。

文化行政部門、公安機関、工商行政管理部門あるいは他の関係部門に、前項で掲げられた行為があった場合、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対して、前項の規定に基づき行政処分を行う。

第27条

本条例の規定に違反し、無断にインターネット接続サービス営業場所を設立したり、あるいは無断にインターネット接続サービスの営業活動に従事したり、工商行政管理部門あるいは工商行政管理部門と公安機関は共同で、法に従って取締りを行い、違法な営業場所を閉鎖して、その専門機械、設備を没収する。刑法に違反した場合、刑法に基づいて、違法経営罪で、刑事責任を追及する。刑事処分に当たらない場合、工商行政管理部門は、違法所得及びその専門機械、設備を没収する。違法所得額が1万元以上の場合、併せて違法所得の5倍以上10倍以下の科料に処する。違法所得が1万元以下の場合、併せて1万元以上5万元以下の科料に処する。

第28条

インターネット接続サービス営業場所の事業者は、本条例の規定に違反して、改ざん・貸出し・賃借あるいはその他の方式で、「インターネット文化営業許可証」を譲渡して、刑法に違反した場合、刑法における偽造、変造、売買国家機関公文書、証明書、印鑑罪に関する規定に基づき刑事責任を追及する。刑事処分に当たらない場合、文化行政部門は、「インターネット文化営業許可証」を取り消し、違法所得を没収する。違法所得が5千元以上の場合、併せて違法所得の2倍以上5倍以下の科料に処する。違法営業額が5千元以下の場合、併せて5千元以上1万元以下の科料に処する。

第29条

インターネット接続サービス営業場所は、本条例の規定に違反して、営業場所においては、

本条例第14条の規定により禁止された内容を含めた情報を制作・ダウンロード・複製・閲覧・発表・頒布し、あるいは他の方式で使用し、刑法に違反した場合、法により刑事責任を追及する。刑事処分に当たらない場合、公安機関は警告を与え、違法所得を没収する。違法所得額が1万元以上の場合、併せて違法所得の2倍以上5倍以下の科料に処する。違法営業額が1万元以下の場合、併せて1万元以上2万元以下の科料に処する。情状が重い場合、営業停止及び整頓を命じ、ないし文化行政部門は「インターネット文化営業許可証」を取り消す。

インターネット接続サービスの利用者は、前項の違法行為を行い、刑法に違反した場合、法に基づき刑事責任を追及する。刑事処分に当たらない場合、公安機関は、「治安管理处罰条例」の規定に従って処罰を科する。

第30条

インターネット接続サービス営業場所は、本条例の規定に違反して、下記の行為のいずれに該当する場合、文化行政部門は警告を与え、併せて1万5千元以下の科料に処する。情状が重い場合、営業停止及び整頓を命じ、ないし「インターネット文化営業許可証」を取り消す。

- (1) 規定された営業時間以外に営業したこと
- (2) 未成年者を営業場所に受け入れたこと
- (3) インターネットゲーム以外のゲームサービスを経営したこと
- (4) 営業上の管理技術の措置を無断に停止したこと
- (5) 「インターネット文化営業許可証」あるいは未成年者立ち入り禁止という看板を掲示しなかったこと

第31条

インターネット接続サービス営業場所は、本条例の規定に違反して、下記の行為のいずれに該当する場合、文化行政部門、公安機関は、各自の職権に基づき警告を与え、併せて1万5千元以下の科料に処する。情状が重い場合、営業停止及び整頓を命じ、ないし文化行政部門は「インターネット文化営業許可証」を取り消す。

- (1) インターネット接続サービスの利用者に提供されたコンピュータは、ローカルエリア経由方式でインターネットに接続しなかったこと
- (2) 場内巡回の制度が確立されず、あるいはインターネット接続サービスの利用者が違法行為を行うことを制止しなかったばかりか、文化行政部門、公安機関に通告しなかったこと
- (3) 規定に基づき、インターネット接続サービスの利用者の有効な証明書の確認・登録を怠ったり、あるいはインターネットの接続情報(アクセス情報)を記録しなかったこと
- (4) 規定された期間の中で、登録内容、記録複写物を保管せず、あるいは保管期間の中で、登録内容、記録複写物の改ざん・削除を行ったこと
- (5) 名称、住所、法定代表者あるいは主要責任者、登録資本金、インターネットアドレスを変更し、あるいは営業活動を終止した場合、文化行政部門、公安機関にてその関連の手続あるいは登録を行わなかったこと

第32条

インターネット接続サービス営業場所は、本条例の規定に違反して、下記の行為のいずれに該当する場合、公安機関は警告を与え、併せて1万5千元以下の科料に処する。情状が重い場合、営業停止及び整頓を命じ、ないし文化行政部門によりは「インターネット文化営業許可証」を取り消す。

- (1) 焚き火による照明または喫煙行為を制止せず、あるいは喫煙禁止の看板を掲示しなかったこと
- (2) 可燃物、爆発物の持ち入りあるいは保管を許可したこと
- (3) 営業場所の戸窓を閉鎖したまたは固定のシャッターを設置したこと
- (4) 営業期間に、ドア・窓、安全通路あるいは避難口を閉鎖あるいは施錠したこと
- (5) 安全上の技術における措置の実施を無断で停止したこと

第33条

国家の情報ネットセキュリティ、治安管理、消防管理、工商管理、電信管理などに関する規定に違反して、犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。刑事処分に当たらない場合、公安機関、工商管理部門、電信管理機構により処分する。情状が重い場合、許可証を発行した機関により許可証を取り消す。

第34条

インターネット接続サービス営業場所の事業者は、本条例の規定に違反して、「インターネット文化営業許可証」が取り消されるという行政処分を処された場合、法に基づき工商管理部門にてその変更登録あるいは取消登録の手続をしなければならない。法定期間内で手続をしなかった場合、工商管理部門により営業許可証を取り消す。

第35条

インターネット接続サービス営業場所は、本条例の規定に違反して、「インターネット文化営業許可証」が取り消された場合、「インターネット文化営業許可証」が取り消された日より5年以内に、その法定代表者あるいは主要責任者は、インターネット接続サービス営業場所の法定代表者あるいは主要責任者を担当してはならない。

無断で設立したインターネット接続サービス営業場所が法に基づき取り締まられた場合、取り締まられたその日より5年以内に、その主要責任者は、インターネット接続サービス営業場所の法定代表者あるいは主要責任者を担当してはならない。

第36条

本条例の規定に基づきなされた科料の行政処分は、関連の法律、行政法規の規定に従い、科料の決定と科料の徴収との分離を行わなければならない。納付された科料及び没収した違法所得は、すべて国庫に納めなければならない。

第5章 附則

第37条

本条例は2002年11月15日より施行する。よって、情報産業部、公安部、文化部、国家工商行政管理局においては、2001年4月3日に発布された「インターネット接続サービス営業場所に関する管理弁法」は廃止する。

(2)「国務院事務庁より伝達する、文化部等の部門の『インターネットカフェなどインターネット接続サービス営業場所に対する整理整頓の展開に関する意見』に関する通知」

法令の全文訳

「国務院事務庁より伝達する、文化部等の部門の『インターネットカフェなどインターネット接続サービス営業場所に対する整理整頓の展開に関する意見』に関する通知」

国弁発[2004]019号

各省、自治区、直轄市政府、国務院の各部門委員会、各直属機構へ

文化部、工商総局、公安部、情報産業部、教育部、財政部、法制弁、中央文明弁、共青团中央から、発布された「インターネットカフェなどインターネット接続サービス営業場所に対する整理整頓の展開に関する意見」は、党中央、国務院の承認を得て、ここに伝達し、執行を貫徹するよう願います。

インターネットカフェに関する管理は、青少年の健全育成、社会主義の精神文明の建設、健全且つ積極的な社会環境の形成に係っている。近来、一部の地方のインターネットカフェにおいては、違法あるいは規則に違背した営業現象が目立ち、特に違法インターネットカフェは社会的な公害になっており、速やかに整理整頓活動を行わなければならない。地方の各級政府は、「三つの代表」という重要思想の下で、立党が公のため、執政が民のためという立場から、インターネットカフェに関する管理を強化し、整理整頓活動を展開する必要性及び緊迫性を十分認識して、党に対して責任を負い、人民に対して責任を負い、次世代に対して責任を負うという精神に基づき、指導を強化し、細心に組織し、周密に部署を統べ、各自の責任を持って、整理整頓活動を重要な日程に組み入れ、健全な整理整頓の活動に関する組織を保障する体制を確立し、それぞれの措置を適切に講じる。各関連部門は、各自の責務を遂行し、お互いに支援し、密接に協力し、適時に督促・検査を行い、インターネットカフェなどインターネット接続サービス営業場所における違法あるいは規則の違背行為を厳しく取り締まり、整理整頓活動が予期どおりの効果の獲得を確保し、インターネットカフェなどインターネット接続サービス営業に、健全且つ秩序的に発展させ、青少年の健全な育成に良好な社会環境を作り出す。

各省、自治区、直轄市の政府は、本通知に従い、具体的実施意見を制定することができる。

2004年2月17日

「インターネットカフェなどインターネット接続サービス営業場所に対する整理整頓の展開に関する意見」

(文化庁、工商総局、公安部、情報産業部、教育部、財政部、法制弁、中央文明弁、団中央
2004年2月13日)

インターネットカフェなどインターネット接続サービス営業場所に対する管理を強化することは、重要な仕事であり、党中央、国務院は、常に高度に重視する。近年来、各地区、各関係部門は、「インターネット接続サービス営業場所の管理に関する条例」(以下は「条例」とする)及び関連の規定を確実に遂行し、審査を厳しく行い、管理を厳しく行い、違法行為、規則違背行為を取り締まり、特に2002年の整理整頓活動を通して、インターネットカフェが氾濫し、未成年者などを受け入れるなど違法、規則違背の営業行為は、ある程度抑止され、営業秩序はよくなっていく。ただし、最近、一部の地方においては、管理と取締りが不十分なため、インターネットカフェなどインターネット接続サービス営業場所においては、未成年者を違法で受け入れるケースが後を絶たず、ネット上の有害情報の氾濫もますます深刻で、未成年者の心身の健康に悪い影響を及ぼし、とりわけ違法インターネットカフェは社会的な公害にもなっており、国民から強い不満が出ている。「条例」を執行し、人民大衆とりわけ未成年者の法的權益を保護し、インターネットカフェなどインターネット接続サービス営業場所において、良好な営業秩序を実現するために、党中央、国務院の承認を取得して、2004年2月から8月にかけて、全国でインターネットカフェなどインターネット接続サービス営業場所に対する整理整頓活動を展開することを決定した。その関連問題については、次のような意見をまとめる。

一、整理整頓作業の重点

無許可あるいは許可証不備の違法インターネットカフェを厳しく取り締まり、コンピュータ学校、労働職業技能養成クラス、電子閲覧室、パソコン房等の名義で行う、間接的なインターネットカフェの営業行為を取り締まる。インターネットカフェにおいて、未成年者を違法に受け入れる行為を厳しく検査・処分する。ネット上の有害情報の拡散を取り締まり、ネット文化の営業活動を浄化・適正化する。

整理整頓開始の日より、インターネットカフェ等インターネット接続サービス営業場所に関する新規の審査、許可手続を一時的に停止する。

二、未成年者を入場させる行為を厳しく検査・処分する

文化行政部門は、未成年者を合計で2回入場させたインターネットカフェ等インターネット接続サービス営業場所に対して、営業停止及び是正を命じる。未成年者を合計で3回入場させたインターネットカフェ等に対して、「インターネット文化営業許可証」を取り消す。規定された営業時間以外で、未成年者を入場させたインターネットカフェ等に対して、速やかに「インターネット文化営業許可証」を取り消す。オーバータイムの営業、営業時間中で戸窓及び安全口を閉鎖しあるいは施錠したインターネットカフェ等に対して、文化行政部門及び公安機関は、各自の責務に従い、それぞれ厳しく検査・処分する。

学校の内部及び周辺におけるインターネット接続サービス営業場所に関する管理を強化す

べきである。中学校、小学校から 200 メートルの範囲内で、並びに住宅地の内部で、インターネット接続サービス営業場所を設立してはならない。文化行政部門は、大学、専門学校の周辺におけるインターネット接続サービス営業場所の営業活動に関する管理を強化すべきである。公安機関は、関連の規定に従って、情報セキュリティに関する監督、検査を強化すべきである。

三、違法インターネットカフェを厳しく取り締まる

インターネット接続サービス営業場所を無断で設立し、あるいはインターネット接続サービス営業活動に無断で従事したことに対して、工商行政管理部門あるいは工商行政管理部門が公安機関と共同で、「条例」の規定に基づいて、厳しく取り締まり、違法な営業活動に用いられた場所を閉鎖し、その関連の専門機械、設備を没収する。文化行政部門は、違法インターネットカフェを発見した場合、速やかに、書面で工商行政管理部門に通告し、工商行政管理部門あるいは工商行政管理部門が公安機関と共同で、取締りを行い、その処分結果の複写物を文化行政部門及び公安機関に送達する。

電信管理部門は、文化、工商、公安機関から提供された、無断で設立したインターネットカフェ及びそのインターネット接続のプロバイダーの名簿、「インターネット文化営業許可証」が取り消されたあるいは営業停止と是正を命じられたインターネットカフェ及びそのインターネット接続のプロバイダーの名簿に基づいて、インターネット接続のプロバイダーに対して、速やかに接続サービスを終止しあるいは一時的に停止することを通告し、期間を超過しても、接続サービスを終止せずあるいは一時的に停止しない場合は、電子管理部門により関連の法規に基づき処罰される。

四、インターネットカフェ等インターネット接続サービス営業場所を利用して、猥褻な情報を拡散するなど違法犯罪行為を厳しく取り締まる

各級の公安機関は、専門的なグループを作り立ち、インターネットカフェ等インターネット接続サービス営業場所を利用して、猥褻な情報等を制作・拡散するなど違法行為を厳しく取り締まる。各級の公安機関は、インターネットカフェにおける利用者の利用登録及び接続情報（アクセス情報）の記録保存の措置を確実に講じるよう指導・監督し、情報ネットワークセキュリティの技術的措置をオンライン実施していることを保証する。インターネットカフェにおけるセキュリティの技術に関する措置を無断で停止・妨害する行為に対して、厳しく検査・処分する。インターネットカフェ等インターネット接続サービス営業場所における消防安全の管理を、全国の人員集中の場所における消防安全の管理とともに行う。

「インターネット情報サービスを管理する弁法」及びその関連規定に従い、インターネット情報内容に対する管理を強化し、インターネットにおける文化製品の拡散、展覧、競技⁶³活動等に対する管理を強化する。文化部の許可を取得せずに、インターネットを利用して、インターネットゲーム、AV製品、演出芝居、芸術品、アニメ等インターネット文化に関する営業活動に無断で従事したことに対して、文化行政部門は、「無許可の営業活動に関する

⁶³ ゲームなどの対戦のこと。

検査・処分・取り締まり弁法」に基づき、これを取り締まる。文化部の内容審査を経ておらず、上記した輸入のインターネット文化製品を無断で拡散したことに対して、文化部は法に従い、検査・処分し、情報産業部は法に従い、協力する。

五、作業のスケジュール及び時間の手配

(1) 動員及び部署段階(2月19日 - 3月5日)。3月5日までに、地方の各級政府及びその文化、工商、公安、情報産業、教育等の部門は、本意見の精神に基づき、各部門の責務、任務を明確にし、意識を高め、思想を統一し、自らの現状を踏まえて、具体的な実施意見を制定する。

(2) 整理整頓段階(3月5日 - 8月1日)。8月1日までに、インターネットカフェ等インターネット接続サービス営業場所に対して、全面的な検査及び集中整理整頓を行う。「条例」の規定に違反した業者及び個人に対して、法に基づき取り締まる。

(3) 検査検収段階(8月1日 - 8月31日)。8月31日までに、各地方政府は、整理整頓活動に対して、検査を真剣に行い、全国のインターネットカフェ等インターネット接続サービス営業場所に対する整理整頓活動を行う協調グループは、重点的に抽出して検査を行う。検査の重点は、整理整頓活動に関する措置を遂行する状況、インターネットカフェ等インターネット接続サービス営業場所における違法行為あるいは規則違背の行為が、有効に抑止されるか否か、管理責任が履行されるか否か、民衆が満足するか否かに置かれる。民衆の意見が強く、問題が深刻した地区に対して、国务院の各関連部門から構成された連合検査監督グループは、規定された期限でその問題を解決し、そして通報を行う。

六、共同で管理し、健全且つ総合的な整理整頓体制を確立する

各級の文化、工商、公安、情報産業部、教育、財政、法制弁、文明弁、共青团等部門においては、更に意識を高め、思想を統一し、各地方の共産党委員会及び政府の指導の下で、各自の職務を遂行し、各自の責任を履行し、密接に協力し、文化、工商、公安等部門から連合の執行体制を確立・完備し、文化、工商、公安は、行政執行の能力を充実させ、自己検査・自己是正の作業を一度展開し、「条例」を執行する状況を検査し、整理整頓活動及び日常的な監督管理を、確実に遂行していく。

文化行政部門は、インターネットカフェ等インターネット接続サービス営業場所に関する主管部門としての役割を果たし、インターネットカフェ等インターネット接続サービス営業場所の事業者の営業活動に対して日常的な監督管理を強化し、法律執行を強化し、未成年者を入場させるなど違法行為を、厳しく検査・処分する。それと同時に、今回の活動のリード部門として、自主的に関連部門を協調し、整理整頓の作業を真剣に準備する。

工商行政管理部門は、インターネットカフェ等インターネット接続サービス営業場所に関する登録管理を強化し、法に従って、インターネット接続サービス営業場所の市場主体資格を厳しく確定する。「条例」及び「無許可の営業に関する検査・処分・取り締まり弁法」に基づき、違法インターネットカフェ等無許可の営業活動を厳しく取り締まる。公安機関は、インターネットカフェ等インターネット接続サービス営業場所における情報ネットワークセキュリティ、治安及び消防上の安全に対して、監督管理を強化し、インターネットカフ

エにおける有害情報の制作、拡散、情報ネットワークセキュリティに危害を及ぼす活動、並びに治安、消防安全上の規定に違反した行為に対して、取り締りを強める。

電信管理機構は、インターネットカフェ等インターネット接続サービス営業場所における接続サービスに対して、監督管理を強化し、インターネットカフェにインターネット接続サービスを違法に提供したプロバイダーに対して、検査・処分を強める。

教育行政部門は、学校内部におけるインターネット接続サービス営業場所に対して、管理を強化し、各級各種学校は、未成年者がインターネット接続サービス営業場所に立ち入り禁止に関する宣伝教育及び管理を強め、校則を厳しくするよう要請する。各級各種学校においては、現有のインターネット資源を十分に利用して、学生に必要なインターネット使用の条件を提供し、小・中学校におけるパソコン教室は、授業時間以外でも、生徒に開放するよう推奨する。

財政部門は、インターネットカフェ等インターネット接続サービス営業場所に対して、日常的な管理活動に必要な経費を確保し、パソコンによる監督管理システムを確立することを援助し、整理整頓に係る経費及び検挙の奨励のための経費を確保する。

各級精神文明建設指導委員会の弁公室は、インターネットカフェ等インターネット接続サービス営業場所に対する整理整頓活動及び関連の法律法規に関する宣伝活動を強化し、整理整頓活動に関して良好な世論環境を作り出す。各級共青团組織は、青少年に対してインターネットに関する文明の教育を強化し、「全国の青少年インターネットに関する文明公約」を広く宣伝し、未成年者が自己保護の意識を強め、自己管理を強化し、インターネットカフェを自主的に離れるよう誘導し、文化など部門と協力して、「安全安心なインターネットカフェ」活動を展開する。

七、全民的な防止と整理整頓活動を実行し、世論の宣伝を拡大する

マスメディア等は、インターネットカフェにおける管理及び整理整頓活動に対する宣伝を拡大し、多くの民衆に、違法インターネットカフェにおいて違法行為がもたらした危害性を十分に認識させる。社会的監督を強化し、家庭、学校、社会及び町村とコミュニティを動員し、生徒の保護者、先生及び教育に熱心な社会篤志家をインターネットカフェにおける義務監督員として招聘し、全国の隅々で全員を動員し、違法行為の防止及び整理整頓活動を実行する。各地方の文化、財政、公安、工商等の部門は、地元の実態に基づき、通報奨励の方法を制定し、マスメディア、インターネットカフェ、小・中学校等において、通報の電話番号及びメールボックスを掲示し、民衆が積極的に通報することを推進する。業界の自律を実施し、自主的な管理及び監督を強化する。

八、長期且つ有効な体制を確立し、リバウンドを強く防止する

政府は、真剣に探索し、インターネットカフェにおける管理の経験をまとめ、インターネットカフェ等インターネット接続サービス営業場所に関する管理を強化するための立場か

ら、関連の政策法規を更に調整・完備し、インターネットカフェにおける管理に対して、長期且つ有効な体制を確立し、リバウンドを強く防止する。インターネットカフェ等インターネット接続サービス営業場所において、管理のIT化を促進し、インターネットカフェ営業に関する管理技術的措置を真剣に実施し、インターネットカフェ及びインターネット文化活動の全過程に対して、適時に監督及び管理を行い、日常的検査、随時検査が、技術による監視と結びついた措置を講じ、整理整頓の成果をしっかりと固める。

整理整頓及び規範化を行う一方で、その改善及び向上に努め、インターネットカフェのチェーン店を推進し、業界の再編を促進し、インターネット接続サービス営業場所を、規模化・連鎖化・主題化・ブランド化という方向に向けて、健全に発展するよう推進し、市場体制を十分に利用し、現有のインターネットカフェ産業を改善・向上する。

九、指導能力を強め、責任を厳しく追及する

整理整頓活動に対する指導を強化するために、文化部をはじめとして、工商総局、公安部、情報産業部、教育部、財政部、ラジオテレビ総局、法制弁、中央文明弁、共青团中央が共同で、全国のインターネットカフェ等インターネット接続サービス営業場所に対して、整理整頓活動を行うための協調グループを構成し、全国において、整理整頓活動に関する重大な問題を検討し、監督指導、検査を強化する。各省、自治区、直轄市においては、相応した作業体制を確立し、所轄地域における整理整頓活動を展開する。

整理整頓活動は、属地管理の原則に従い、地方の各級政府は責任を持って、整理整頓活動の責任制を実行し、とりわけ下級政府及びその関連部門は責任を確実に履行する。各級政府は、各自の責務を履行し、法に従ってこれを厳しく行い、責任追及の制度を厳しく確立し、任務・準備・責任を確実に履行し、措置を確実に講じ、処罰を確実に行うことを確保する。

(3)「インターネットカフェ及びインターネットゲーム管理作業の更なる強化に関する通知」

法令の全文訳

「インターネットカフェ及びインターネットゲーム管理作業の更なる強化に関する通知」

文市発〔2007〕10号

各省、自治区、直轄市文化庁（局）、工商行政管理局、公安厅（局）、通信管理局、教育庁（教委）、財政庁（局）、監察庁（局）、衛生庁（局）、法制弁、新聞出版局、文明弁、総合治理弁、団委、中国人民銀行上海総社、各支社、営業管理部、各省会（首府）都市中央支店、教育部所属の各高等学校、北京市、上海市、重慶市文化市場行政執法総隊へ

近年、各地区各部門においては、活動を積極的に展開しているにつれ、インターネットカフェ及びインターネットゲームにおける管理を益々強化している。ただし、一部分の青少

年がインターネットカフェ及びインターネットゲームに熱中しているケースは依然として多く、未成年者を受け入れる違法インターネットカフェ及び違法インターネットゲームも、依然として公衆に注目されている深刻な問題である。このような現状に鑑みて、党中央、国務院は高度に重視し、管理及び整理整頓を確実に強化することを求める。インターネットカフェ及びインターネットゲームに関する管理をより一層強化することは、和やかな社会主義社会を構築するための客観的必要となり、社会各界及び大勢保護者からの切なる期待でもある。各地区、各部門においては、更に思想を統一し、意識を高め、インターネットカフェ及びインターネットゲームに関する管理の中で曖昧な認識を深く克服し、高度な政治的責任観及び緊迫感を持って、仕事の幅を拡大し、インターネットカフェ及びインターネットゲームに関する管理を強化することを、重要な民心プロジェクト及び未成年者の成長発達を保護する希望プロジェクトの一つとして確実に実行。党中央、国務院の指導方針を貫徹し、修正後の「未成年者保護法」を貫徹し、より一層インターネットカフェ及びインターネットゲームに関する管理を強化し、インターネットカフェ及びインターネットゲームに係る市場を適正化し、創造的精神を持って、インターネットにおける文化の建設及び管理を強化するために、下記のような通知を発する。

1、法律を厳しく執行し、監督及び管理を強化する

(1) インターネットカフェにおける違法営業行為を厳しく取り締まる

文化行政部門は、インターネットカフェにおいては未成年者の受け入れを禁止することに仕事の重点が置かれ、管理を厳しくし、重く罰を処し、市場から脱退する体制を強化する。2004年10月18日以降、未成年者を2回受け入れたインターネットカフェに対して、法に従い15日間以上の営業停止及び整頓を命じ、併せて科料に処する。未成年者を3回受け入れたインターネットカフェに対して、法に従い、「インターネット文化営業許可証」を取り消す。一度、未成年者を3名以上(3名を含む)受け入れたインターネットカフェに対して、法に従い15日間以上の営業停止及び整頓を命じ、併せて科料に処する。一度、未成年者を8名以上(8名を含む)受け入れたインターネットカフェ、あるいは規定された営業時間以外で未成年者を受け入れたインターネットカフェに対して、法に従い、「インターネット文化営業許可証」を取り消す。規定された営業時間以外で、戸窓を施錠して営業を続けるインターネットカフェに対して、法に従い15日間以上の営業停止及び整頓を命じ、併せて科料に処し、情状が重い場合は、法に従い、「インターネット文化営業許可証」を取り消す。各省、自治区、直轄市の文化行政部門は、「インターネット接続サービス営業場所の管理に関する条例」(以下「条例」という。)の規定されている範囲内で、インターネットカフェに対する科料額を定量化する指導性の意見を制定する。

文化行政部門は、インターネットカフェにおける現場検査を記録する制度、インターネットカフェにおける日常的検査頻度に関する最低基準の制度、並びにインターネットカフェにおける違法営業事件を処置する公示制度を、真剣に遂行する。インターネットカフェのパソコンにモニタリング機能をインストールし、速やかに関連情報を通報する。違法インターネットカフェに関するブラックリストを社会に公表し、ブラックリストに載ったインターネットカフェを重点的に監視し、誠実で且つ法に従って経営している業者を奨励する。公安機関は、インターネットカフェの情報セキュリティ、治安及び消防安全の監督管理を

強化し、公益的なインターネット接続場所及び他の公共のインターネット接続場所に対して、情報セキュリティに関する管理制度及びインターネットセキュリティを保護する技術的措置を、確実に履行するよう督促する。通信管理部門は、当地域の実情に従い、法によって、文化部門等と積極的に協力して、関連部門により営業時間限定の規定を遵守しないと認定されたインターネットカフェについては、関連したインターネット接続のプロバイダーが毎日 0 時から 8 時までの間に、インターネット接続サービスを一時的に停止するよう命じる。

(2) 違法インターネットカフェを厳しく取り締まる

工商行政管理部門は、違法インターネットカフェを発見した場合、厳しく取り締まる。市場巡回の中で発見した場合、公衆から検挙された場合、関連部門から通報された場合、マスメディアから披露された場合、速やかに検査・処分し、取り締まる。法に従い違法インターネットカフェの違法所得、並び違法活動に使用されたパソコン本体、ディスプレイ、サーバ、ルーター、交換機などの専門機械、設備を没収する。「電子競技クラブ⁶⁴」、パソコンサービス所、労働職業技術養成等の名義で、間接的にインターネットカフェを経営した場合、法に従い取り締まる。公安、通信管理、文化等の部門は、工商行政管理部門と積極的に協力し、違法インターネットカフェに対して取締りを実施する。

「条例」第 27 条及び最高人民検察院、公安部から発された「経済犯罪の事件に係る追訴基準に関する規定」第 70 条の規定に基づき、無許可でインターネットカフェを経営した場合は、個人経営者の違法営業額が 5 万元以上の場合、あるいは違法所得が 1 万元以上の場合、業者の違法営業額が 50 万元以上の場合、あるいは違法所得が 10 万元以上の場合、工商行政管理部門は、「行政執法機関における犯罪容疑事件の移送に関する規定」に基づき、事件を公安機関に移送し、違法経営を行った犯罪容疑者に対して、刑事責任を追及する。

(3) 違法インターネットカフェの存在の条件と環境を根絶する

違法インターネットカフェであることが明らかであるにもかかわらず、それにインターネット接続サービスを提供した場合、通信管理部門は、「電信業務の経営許可証に関する管理弁法」第 4 条、第 36 条の規定に基づき、是正を命じ、警告を与え、併せて 5000 元以上 3 万元以下の料料に処する。工商行政管理部門は、「無許可の経営に対する検査・処分取り締まり弁法」第 15 条の規定に基づき、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、併せて 2 万元以下の料料に処する。安全に関して重大な問題が内在しているインターネットカフェに、インターネット接続サービスを提供した場合は、併せて 5 万元以上 50 万元以下の料料に処する。

通信管理部門は、関連部門から提供された違法インターネットカフェ及びそのプロバイダーのリスト、「インターネット文化営業許可証」が取り消された、あるいは営業停止と整頓を命じられたインターネットカフェ及びそのプロバイダーのリストに基づき、関連したプロバイダーがその接続サービスを終止しあるいは一時的に停止することを、要請し且つ監督する。

⁶⁴ 利用者がゲームなどの対戦を行う営業場所。

違法インターネットカフェであることが明らかであっても、営業場所をそれに賃借した場合、工商行政管理部門は、「無許可の経営に対する検査・処分取り締まり弁法」第 15 条の規定に基づき、検査・処分を行う。

(4) 学校の中におけるインターネット接続場所に関する管理を適正化する

教育行政部門は、学校内部におけるインターネット接続場所に対して、記録、登録管理を実施し、具体的な規定は、教育部が関連部門と共同で別途発布される。教育行政部門に登録されなかった学校内部のインターネット接続場所に対して、工商行政管理部門は、教育行政部門から通報され、あるいは公衆から検挙された後に、教育行政部門との疎通を経て、事実と認定された場合、法に従って取り締まる。

学校の中のインターネット接続場所は、学校により直接的に管理され、他人に賃借し、請け負い、営利を目的としてはならず、使用料金は、関連した財務管理の規定に基づき、統一的な収支を行わなければならない。学校の不動産及び設備は、インターネットカフェの設立のために使用してはならない。上記の規定に違反した場合、教育行政部門は、学校に是正を命じた上で、関連の責任者の責任を追及する。教育行政部門は、学校内部におけるインターネット接続場所に対する監督、検挙の電話番号を社会に公示する。

(5) インターネットゲームの経営活動における違法犯罪行為を取り締まり、且つ適正化する
公安部門等から発された「インターネットゲームの経営活動の秩序を適正化し、且つインターネットゲームを利用した賭博を検査・禁止する通知」の方針に従い、賭博のようなインターネットゲームを厳しく整理整頓し、インターネットゲームを利用した賭博を厳しく取り締まる。

中国人民銀行は、インターネットゲームの中で使われた擬似通貨に対して、規範及び管理を強化し、擬似通貨が現実の経済金融の秩序を乱すことを防止する。インターネットゲームの経営業者が擬似通貨を発行する総量、及びインターネットゲームの個人消費者が購入する金額を厳しく制限し、仮取引と電子商務の実物取引とを区別し、インターネットゲームの経営業者が発行した擬似通貨は、実物の製品を購入することを禁止し、消費者は擬似通貨を法定金貨に還元する場合、その金額は購入時の元額を超えてはならず、擬似通貨を売買してはならない。上記の規定に違反した場合、中国人民銀行は、「中華人民共和国中国人民銀行法」第 32 条、第 46 条の規定に基づき処罰を行う。

2、根本から整理整頓する政策を講じ、長期且つ有効な管理体制の建設を確実に推進する

(1) インターネットカフェの総数を厳しくコントロールする

「条例」第 8 条の授權に基づき、文化部は、毎年全国のインターネットカフェの総数及び配置要請を発表する。当面、インターネットカフェの市場の供給状況及び監督管理の実状を踏まえ、2007 年、全国におけるインターネットカフェの総数を増やさず、各地方においては、インターネットカフェの新規審査許可を行ってはならない。規定に違反して、新規のインターネットカフェを許可した場合、監察機関あるいは任免機関においては、管理の権限に従い、直接的な主管人員及び他の直接責任者に対して、法に基づき処分を行う。本通知発出前に、「条例」第 11 条の規定に従って、すでに設立の準備許可を取得したインター

ネットカフェは、2007年6月30日までに、準備作業を完成しなければならず、期限超過の場合、「インターネット文化営業許可証」をそれに発行してはならない。

(2) 現有インターネットカフェ市場の構成調整を推進する

現有インターネットカフェの市場については、チェーン化・集団化・大規模化・専門化・ブランド化への発展を促進し、インターネットカフェのサービス水準及び業界のイメージを向上していく。インターネットカフェの連鎖経営の業者に対する管理は、事前の行政許可を事後の行政確認に転換し、「一カ所出来上がり、一カ所規範化し、一カ所確認する」という原則に従って管理し、具体的な規定は、文化部が別途発出する。インターネットカフェの業者の間には、買収・合併・連合・再編・分割・持株などの方式で協力することを推進する。インターネットカフェにおいては、法に従い、情報サービス、遠距離教育、電子行政、電子商務などの付加価値サービスプロジェクトを開発することを推進する。インターネットカフェ名称変更、住所変更、インターネット接続アドレス変更などは、法に従い、その手続を行わなければならない。

(3) インターネットゲームに対する管理を強化し、監督管理の重点を前に移すことを実現する

許可を取得しておらず、無断でインターネットゲームを運行するサイト、並びに無審査許可あるいは無登録のインターネットゲームを運行するサイトに対して、「国務院は保留すべき行政審査項目に係る行政許可に関する決定」、及び「インターネット文化に係る管理に関する暫行規定」、「インターネット出版管理に関する暫行規定」、情報産業部等部門『「インターネットサイト管理協調に関する作業方案」の印刷発布に関する通知』（信部聯〔2006〕121号）の方針に基づき、検査・処分を行いあるいは閉鎖する。インターネットゲームにおける管理の政策法規の改善を速め、インターネットゲーム製品の構成を大いに調整し、研究開発及び運行などの段階で、夢中になりやすいインターネットゲームに対して、規制及び改善を行う。インターネットゲームにおける中毒を防止するシステムの開発応用を積極的に促進し、科学技術の手段で青少年のインターネットゲーム中毒症を解決する。

(4) 社会による監督を広く推進し、業界の自律を積極的に導く

12318、12315、110、12355等の通報電話の機能を十分に果たし、公衆による検挙を真剣に受理し、検挙があった場合、必ず検査を行い、検査処分の結果を速やかにフィードバックする。検挙奨励の制度を確立し、且つ完備し、公衆による検挙を推進する。検挙奨励の経費は、地方財政により出される。インターネットカフェに対する社会監督員のチームを健全に発展させ、監督の効果を高める。インターネットカフェ市場を検査する状況及び取り締まった結果を、定期的に社会に公示する。インターネットカフェ業界に対して、指導を強化し、業界の自律を促進する。インターネットカフェ及びインターネットゲームの業界においては、「インターネットカフェを文明的に設立し、インターネットを文明的に使用しよう」という活動を展開する。

(5) 公益性を持つインターネット接続場所の建設及び管理を強化する

学校、文化館、図書館、青少年の家、青年センター及び小・中学校の遠距離教育、全国文化情報資源共有プロジェクトは、未成年者のインターネット文化へのニーズを満たす機能を十分に果たす。専門家、ボランティア、教師、保護者を参与させるなどの形で、専門家と兼職者が連合した補導員のグループを確立し、未成年者に対して安全且つ健全なインターネット接続の環境を提供する。公益性を持つインターネット接続場所の建設は、その重点が中小都市及び農村に置かれる。

公益性を持つインターネット接続場所は、無料であるいは割引で未成年者に開放しなければならない。営利を目的としてはならず、費用を徴収しなければならない場合は、行政事業上の費用基準に係る規定に基づき管理しなければならない。地方文化行政部門は、教育、共青团などの部門と共同で、未成年者に開放する公益性を持つインターネット接続場所の内容、施設設備、環境、開放時間及び指導員配置などに関する管理制度を制定し、条件に適しない場合は、未成年者を受け入れてはならない。規定された条件に違反し、未成年者を受け入れ、あるいは規定された費用基準に違反した公益性を持つインターネット接続場所に対して、主管部門は検査・処分を行い、国家の関連政策、資金援助を受けた場合、それを取り消し、減少しあるいは追徴する。

(6) インターネット中毒を防止・介入・抑止する体制プロジェクトを実施する

「国務院弁公庁は、衛生部門等における、より一層の精神衛生業務への指導を強化する意見に関する通知」(国弁発〔2004〕71号)の方針を真剣に履行するために、インターネット中毒を防止・介入・抑止することを、精神衛生業務の範囲に取り入れる。衛生、教育部門は、精神衛生機構と組んで、生徒、保護者及び教師に向けて、心理健康の教育活動を展開し、早期の識別及び介入の能力を向上させ、インターネット中毒を抑止する。社会的な力を動員し、インターネット中毒の青少年に対して、矯正的な措置を積極的に講じる。家庭、学校における教育、監護の責任を強化し、特に保護者が未成年者を監護する第一の責任者であるとの自覚を強化する。「未成年者保護法」、「未成年者犯罪防止法」に違反し、監護責任を履行しない保護者に対して、公安機関は法により、訓戒を与え、しつけを厳しく行うよう命じる。各級各種学校は、学生に対して、国家におけるインターネットカフェ管理の関連規定を宣伝し、規定された営業時間以外で、インターネットカフェでインターネットを使用している学生に対して、優秀、奨励、経済補助などの待遇を享受させてはならない。

3、指導を強化し、監督を強化し、責任を履行し、保障を強化する

(1) 組織の指導及び部門間の協力を強化する

組織の指導を更に強化し、インターネットカフェ及びインターネットゲームに関する管理を、文明都市、文明コミュニティ、文明村町、文明業界における考査評価の体制に取り入れ、社会治安総合的な整理の考査評価に関する体制に取り入れる。農村のインターネットカフェに対する管理においては、県、郷鎮の政府が自らの役割を十分に果たし、管理責任を遂行する。

仕事に応じて、全国インターネットカフェ管理仕事の協調グループは、全国インターネットカフェ及びインターネットゲーム管理仕事の協調グループへと調整し、監察部、衛生部、

中国人民銀行、新聞出版総署、中央総治弁もそのメンバーとなる。各級インターネットカフェ管理仕事の協調(指導)グループあるいは連合会議は、当地区の実情に従って調整し、現存の仕事体制及び仕事機能を維持し、相互間の協調を強化する。

(2) 管理業務自体に対する監督を強化する

各地区、各部門は、「国务院事務庁は、行政執行責任制を推進することへの若干意見」(国弁発〔2005〕37号)の精神に基づき、行政執行の責任制をより一層遂行し、責任を各個人に問う。責任追及の体制を厳しく確立し、政令が順調に運行することを確保する。上級文化、工商、公安などの部門は、異なる地域で相互に検査し、公開的な検査と秘密的な訪問が両者を兼ねて、重点的に再訪し、執法文書を閲覧するなどの形で、下級部門に対して、監視のレベルを高める。上級文化、工商部門は、必要となる場合、下級文化、工商部門が調査し、且つ処置した事件を再び調査し、且つ処置し、あるいは直接に行政処分を行う。監察機関は、文化、工商、公安などの部門の法執行に対して、監察を強化する。取り締まりが不十分で、行政不作為のため、民衆から強い意見が出されたが、長期にわたって解決できない場合、直接責任を負う主管人員及び他の直接責任者に対して、法に従い、処分を行う。行政機関及びその従業者が、インターネットカフェに対する管理において、権力を持って私利を図り、商業賄賂を受け取ったり、並びに費用を違法的に徴収したり、料りに違法的に処したりした場合、あらゆる形でインターネットカフェの経営に参与した場合、違法経営及び違法インターネットカフェを保護した場合、それらを厳しく取り締まり、犯罪を構成した場合は、速やかに司法機関に移送し、刑事責任を追及する。

(3) 管理業務の保障を強化する

インターネットカフェに対する管理業務は、政府が市場を監督・管理し、且つ社会を管理する機能の重要な部分であり、各級財政は、インターネットカフェ管理にかかる経費を確保しなければならない。

各省、自治区、直轄市は、当地区の実情に従って、本通知を実行する意見を制定する。本通知の執行に伴って生じる問題に対して、各主管部門に速やかにそれを報告し、且つ指示を仰ぐ。インターネットカフェ管理に関して、長期且つ有効な体制を確立するモデル都市においては、そのモデル措置に関する継続作業について、全国のインターネットカフェ及びインターネットゲーム管理業務の協調グループが別途決定する。

文化部、国家工商行政管理総局、公安部、情報産業部、教育部、財政部、監察部、衛生部、中国人民銀行、国务院法制弁公室、新聞出版総署、中央文明弁、中央総治弁、共青団中央
2007年2月15日